

役員報酬決定の件

【提案内容】

役員の年間報酬について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬に関する規則にもとづいて支給すること、及び、各役員の報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会の協議に委ねることを決定します。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 理事（7名）の報酬 | 総額 16,000千円 |
| (2) 監事（4名）の報酬 | なし（無報酬） |

また、議案決議効力発生のために議案の本旨に反しない範囲での字句の修正を2022年度理事会に一任します。総代会終了届け等の行政上の手続きの際、字句の間違い訂正や法律用語等が不正確な表記で訂正しなければならない場合があります。その場合には、字句訂正をして手続きをすすめます。

【提案理由】

定款第26条第1項及び役員報酬に関する規則に基づく提案で、前年は提案では理事が17,000千円、監事が無し（無報酬）でした。

前年から役員報酬額が減少している理由は、2024年3月末日をもって、常勤常務理事の定年退職に伴う役員退任によるものです。

理事の金額は、理事長（非常勤1名）、専務理事（常勤1名）、常務理事（非常勤4名、常勤1名）に対するもので、期間は2023年5月～2024年6月の1年間分になります。この期間分の必要額を予算に基づき計算すると約16,000千円となります。役員報酬については、法人税法の規定により「総代会で定めた限度額を超えた部分は課税」（形式基準）となることから、予算案に比べて若干の余裕を持った限度額を設定します。ただし、実際の執行は予算に沿って行ないます。